

賃 貸 借 契 約 書 (案)

- 1 件 名 秋田市子育て相談支援課公用車（軽貨物）賃貸借
- 2 納 入 場 所 秋田市子ども家庭センター子育て相談支援課
秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターA1VE
- 3 賃貸借期間 令和7年9月1日から令和14年8月31日まで
- 4 賃 貸 借 料 総額 金_____円

(消費税および地方消費税の額円を含む。)

* 賃貸借料内訳 月額賃貸借料_____円

(消費税および地方消費税の額_____円を含む。)

上記の秋田市子育て相談支援課公用車（秋田市子育て相談支援課公用車（軽貨物）賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する車両。以下「物件」という。）の賃貸借について、秋田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、仕様書に基づき物件を甲に貸し付け、甲は、これを借り受ける。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、頭書3賃貸借期間に記載の期間とする。

(納期限の延長)

第3条 乙は、納期限までにこの物件を納入することができないときは、その理由を付して甲に物件の納期限の延長を申し出なければならない。

(損害金)

第4条 乙が、前条の規定に基づいて甲に物件の納期限の延長を申し出て、甲がこれを承認した場合において、乙の責めに帰すべき理由によって納期限までに物件を納入することができないときは、乙は遅延日数に応じ、賃貸借料の額から納入済みの部分に相当する金額を控除した額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条において準用する同法第8条第1項の規定に基づき定められる遅延利息の率で計算して得た額の損害金を甲に支払わなければならない。

(完了報告)

第5条 乙は、物件の納入が完了したときは、直ちにその旨を書面で甲に報告しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条の規定による報告を受けたときは、直ちに物件について所定の検査を行い、合否を決定しなければならない。

2 乙は、検査の結果不合格と決定された物件については、甲の指定する日時までに補修し、改造し、又は交換して再検査を受けなければならない。

3 甲は、前2項の規定による検査に合格した後に乙より物件の引渡しを受けるとし、物件の受領後乙所定の物品受領書を乙に交付する。

4 検査を受けるために要する費用および検査に要する一切の費用ならびに検査のために生じた損害は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 前条第3項の引渡し前に生じた物件の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合においては、甲がその責めを負う。

(賃貸借料)

第8条 賃貸借料は、頭書4賃貸借料に記載の金額とする。

2 乙は、第6条第1項又は第2項の検査に合格したときは、甲に対し賃貸借料を請求できるものとする。

3 年度別賃貸借料は、次のとおりとする。

	月数	月額(円)	年額(円)
令和7年度	7		
令和8年度	12		
令和9年度	12		
令和10年度	12		
令和11年度	12		
令和12年度	12		
令和13年度	12		
令和14年度	5		

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、免除する。

(賃貸借料の支払)

第10条 乙は、この物件を甲が使用した月の翌日以降、毎月始めに甲の定める手続に従い、前月分の賃貸借料の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求があったときは、賃借の確認ののち、支払請求書を受領した日から30日(以下「支払約定期間」という。)以内に賃貸借料を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により支払を遅延した場合は、乙に対し、支払約定期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第

256号)第14条において準用する同法第8条第1項の規定に基づき定められる遅延利息の率で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(物件の管理および交換)

第12条 乙は、物件の定期的な点検を行い、異常がある場合は、速やかに甲へ報告し、その処理を行わなければならない。

(追完請求権)

第13条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(代金減額請求権)

第14条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

2 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(物件にかかわる賠償責任)

第15条 甲は、物件の使用によって乙又は第三者に与えた損害について、一切の賠償責任を負うものとする。

(物件の所有権)

第16条 物件の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意義務をもって管理し、使用しなければならない。

2 賃貸借期間が満了した場合において、甲は、当該物件を乙に返還する。

(権利義務譲渡の禁止)

第17条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(機密保持)

第18条 乙は、その職務上知り得た甲の秘密を第三者に漏洩してはならない。賃貸借期間満了後においても、同様とする。

(契約の解除)

第19条 甲は、契約締結の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に予告無く契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 正当な理由なく契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 業務の確認に際し、これに携わる職員の職務の執行を妨げたとき。

(4) 乙又は乙の代理人が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有するものであると認められる者。

(5) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

3 甲は前項の規定により契約を解除した場合には、賃貸借料の100分の10以上の額を違約金として徴収するものとする。

(訴訟等)

第20条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第21条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して決定するものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長

乙